

勤務医等環境整備事業について（令和7年度版）

1 事業概要

出産、育児、介護による医師の離職防止及び再就業の促進を図るため、病院における家庭と仕事の両立ができる働きやすい職場環境の整備や、復職を希望する医師への復職研修を行う際に必要となる病院負担の経費に対して、補助を行います。

2 補助内容

(1) 就労環境改善事業

出産、育児、介護による医師の離職防止を図るため、病院における家庭と仕事の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う際に必要となる病院負担の経費に対して、補助を行います。

例 ①短時間勤務を承認し、他の医師に比べ2時間の勤務時間軽減を実施。時間短縮した分の業務は非常勤医師を雇用し代替させる。
→非常勤医師の2時間分の給与が補助対象（短時間勤務職員の給与カット分との相殺不要）

②宿日直等を免除し、非常勤医師で代替を行う。
→代替を実施する非常勤医師の給与（代替する宿日直分）が補助対象（宿日直免除職員への宿日直手当との相殺不要）

③医師が宿直等実施の際に、病院から依頼するベビーシッターの派遣を受け、子どもの面倒を見てもらう。※院内保育所運営費は対象外

〈留意事項〉

- ・ 補助対象となる医師は出産、育児、介護を行う医師であり、これらを証明する書類として、母子手帳、介護保険証、要介護を証明する医師の診断書等の写しの提出が必要となります。なお、育児の対象となる児の年齢は、小学校就学児（12歳）までとします。
- ・ 短時間勤務や宿日直等免除に伴う代替職員経費については、代替として勤務した部分に限ります。
- ・ 短時間勤務や宿日直等免除される職員の代替について、元々勤務している院内の医師で対応する場合は、補助対象となりません。これは、勤務を軽減される医師の穴埋めを院内の医師で対応する場合は、当該医師が加重勤務となり、当事業が目的とする就労環境の改善につながらないためです。
- ・ 産休、育休の医師の補充に係る経費は補助対象外です。

(2) 復職研修事業

医師の再就業の促進を図るため、研修プログラムに基づき実施される復職研修を行う際に必要となる病院負担の経費に対して、補助を行います。

例 出産、育児等からの復職者に対して復職にかかる研修を行う。

〈留意事項〉

事業計画書と併せて、研修プログラムを提出してください。また、復職研修を受け入れるにあたっては、研修受講者の院内保育所利用に配慮してください。

3 補助額

(1) 就労環境改善事業

①補助率：2分の1

②補助基準額：1病院あたり 11,140 千円

③1ヶ月あたりの宿日直に係る補助上限回数

・補助対象医師の直近1年間の1ヶ月あたりの平均宿日直回数を上限とする。

・上記を示せない場合、同病院同一診療科の全医師の直近1年間の1ヶ月あたりの平均宿日直回数を上限とする。

④医療事務補助員の経費の上限

・医療事務補助員の業務が補助対象医師の事務補助に限ったものであることがわかる資料の添付ができない場合は、雇入経費×(補助対象医師/同病院同一診療科の全医師)により、上限を算出。

(2) 復職研修事業

①補助率：2分の1

②補助基準額：1病院あたり 11,140 千円

※本事業は予算の範囲内で実施するものであり、必ずしも2分の1の補助が受けられるものではありません。

4 実績報告

・実績報告時に支出経費と事業内容について証明できる資料を提出していただきます。

例 賃金台帳、補助事業に関わる医師の勤務状況を証する書類等

・事業の実施状況のみでなく、事業により得られた効果等を報告していただきます。